

雇用仲介事業等の在り方に関する検討会  
これまでの議論の整理(案)

## 第1 職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する場合のルールの在り方

### ① 欠格事由及び許可基準

○可能な限り、共通化を図ることとしてはどうか。

### ② 求人情報・求職情報の管理

○別個の管理を要しないこととしてはどうか。

### ③ 派遣労働から派遣先での直接雇用への円滑な移行

○円滑な移行を促進するための在り方について、さらに検討することとしてはどうか。

## 第2 職業紹介事業

### 1 職業紹介事業の主な許可基準等

#### ① 職業紹介責任者の選任

○企業単位で選任すればよいとの意見の一方、求職者保護の観点から全事業所での選任が必要であるとの意見、職業紹介責任者の質の担保も重要であるとの意見、全従業員が法令を知っているべきとの意見もあった。

#### ② 面積要件

○面積要件に代えて、求職者のプライバシー確保のための措置を講ずることを要件とすることとしてはどうか。

#### ③ 事業所外での事業実施

○一定条件の下、事業所外での業務実施を可能とすることとしてはどうか。

### 2 職業紹介事業者に課される主な義務等

#### ① 労働条件明示

○現行の明示方法を維持することとしてはどうか。

#### ② 求人・求職の全件受理義務

○全件受理義務を免ずることとする場合は、例外とできる業務の範囲に関する基準の明確化、差別的取扱い禁止、全件受理しない旨の明示などの措置を併せて講ずべきとの意見の一方、実務上の問題は少なく全件受理義務に代えて新たな規制が必要となるならば改正は不要との意見、法第32条の12の規定の例示を追加等してはどうかとの意見もあった。

#### ③ 求人求職管理簿

○現行の記載事項を維持することとしてはどうか。

### 3 業務提携

#### ① 職業紹介事業者間の業務提携

○職業紹介事業者間の業務提携が可能であることを明確化することとしてはどうか。については、責任の在り方、求職者の同意の在り方、手数料の配分の在り方等についてさらに検討することとしてはどうか。

#### ② 職業紹介事業者と職業紹介事業者以外の者との提携

○職業紹介事業者と職業紹介事業者以外の者が提携可能な内容を明確化することとしてはどうか。

### 4 国際化への対応

#### ① 海外在住邦人の国内への職業紹介の手続

○国外にわたる職業紹介の増加が見込まれるので可能な限り簡素にすべきとの意見の一方、手続の趣旨も踏まえて検討する必要があるとの意見、事業者にとって現行の手続はそれほど負担とはいえないのではないかとの意見もあった。

○どのような場合に問題が生じやすいか検証する必要があるとの意見もあった。

### 5 その他

#### ① 求職者・求人者と職業紹介事業者とのトラブル（就職した労働者の早期離職と再度の職業紹介等）への対応

○トラブルの予防、早期解決に資するためのルールの在り方について、さらに検討することとしてはどうか。

#### ② 求人に際して明示される労働条件等の適正化

○当初明示された条件が面接で変わる場合もあり慎重な検討が必要との意見や労働条件明示等のルールについて強化が必要との意見があった。

○業界団体の自主的な活動を支援すること等も検討してよいのではとの意見、ハローワークの取組も参考としてはどうかとの意見もあった。

## 第3 職業紹介事業者以外の雇用仲介事業等

### 1 直接募集、文書募集

#### ① 労働条件明示等

○当初明示された条件が面接で変わる場合もあり慎重な検討が必要との意見や労働条件明示等のルールについて強化が必要との意見があった。

○職場情報について、広く求職者にも提供されるよう、先行している他制度も参考としつつ、なるべく多くの企業から情報提供されるよう、情報提供の方法、企業規模について、引き続き検討することが適当ではないか。

## 2 委託募集

### ① 許可・届出

○職業紹介事業のルールと比較しつつ、見直すこととしてはどうか。

## 3 労働者供給

### ① 許可基準等

○資格要件を改めることについては慎重な検討が必要であるが、労働者供給事業の在り方について、さらに検討することとしてはどうか。

## 4 その他の雇用仲介事業

### ① 職業紹介の定義

○より明確化することとしてはどうか。

### ② 法規制のある業態以外の雇用仲介業

○求職者・求人者保護の観点から、少なくとも、個人情報取扱の義務、守秘義務、労働条件等の明示義務等、募集内容の的確な表示、募集に応じた求職者からの報酬受領の禁止などのルールについて、さらに検討することとしてはどうか。

## 第4 その他

**次のような意見があったので、引き続き検討することとしてはどうか。**

○職業紹介のルールについては法令と通達で示されているが、それらのあるべき法的体系について留意すべきとの意見があった。